もローテーションを組み、生徒指導を 行いました。はじめは慣れないせいも が、今は、中学生が小学生に対して、 したが、今は、中学生が小学生に対して、 したが、今は、中学生が小学生に対して、 したが、今は、中学生が小学生に対して、 の良い面の1つの現れと感じますが の良い面の1つの現れと感じますが 一面、小学生は少し遠慮がちのところ も見受けられます。

てまいります。をしながら、事故のないよう取り進め情報交換場の活用、職員の随時の添乗運行に徹し、月1回の乗務員、学校とのの後更に、安全安心のスクールバス

3つ目は、学校の備品の整理状況に3つ目は、学校の備品の整理状況に3つ目は、学校の備品の整理状況に3ついてでありますが統合後残る学校、20いてでありますが統合後残る学校、3つ目は、学校の備品の整理状況に3つ目は、学校の備品の整理状況に3つ目は、学校の備品の整理状況に3つ目は、学校の備品の整理状況に3つに。

の事務を引き継いだところです。後の取扱いにつきましては財務課へそた。まだ備品は残っておりますが、今され、20万円弱の売上金額となりましその結果、約150名の方々が参加

開かれた学校運営の改善策に

い、共通理解、情報の共有化、町行政と政全般における報告、意見交換等を行てでありますが、月に1回程度、教育行1つ目は、町長部局との連携につい

ります。 教育行政のきめ細かな連携を図ってお

指導の強化を図っております。 等使用状況、特別支援教育、特別支援員程の進捗状況、生徒指導関係、施設設備程の進捗状況、生徒指導関係、施設設備程の進捗状況、生徒指導関係、施設設備を開入。とでは、日常の学校訪問指導につ

を持つようにしております。 等について、自由討議を行い共通認識学校職員評価制度、外部評価、校内体制委員会、管理職、校長教頭が懇談をし、月1回実施している定例校長会のあと、のまで、第1回実施している定例校長会のあと、のでは、教育委員会と学校、学校内のようにしております。

員の指導力の向上に努めています。指導要領等について研修を実施し、教かれた学校づくり、授業づくり、新学習かれた学校づくり、授業づくり、新学習かれた学校づくり、授業づくり、新学習おります。今年度も8回開催を予定しおります。二研修会の実施についてでおります。

少しでも学校が地域の方々から関心をの様子、子供達の作品の展示等も行い、学校の評価について、様々な場面において意見をいただき改善に向けて取り進校の評価について、様々な場面においただき改善に向けて取り進めていきますし、「まなボード」に学校めていきますし、「まなボード」に学校の評価についてであります。PTA総会等において周知しております。PTA総会が、子供達の作品の展示等も同じ、関かれた学校づくりの情もでも学校が地域の方々から関心を

まいります。 もたれ開かれた学校になるよう努めて

組みについて放課後子ども教室に関わる取

第1回目は、新冠小学校で12名の児童が参加し、紙風船を使った健康遊びを実施しましたし、朝日小学校では54名が参加し、4月に文部科学大臣賞を受賞した、ボランティアサークル「びっ受賞した、ボランティアサークル「びっせなど、これまでとは違う放課後に喜びなど、これまでとは違う放課後に喜びの様子でありました。

す。

学のでは、自由遊びを主体に自然観察会やスポーツ教室、あるいは家庭学習会をなるよう、コーディネーターとス支援の活動等により、一層充実した内支援の活動等により、一層充実した内

条

- 一部を改正する条例家庭等医療費の助成に関する条例の新冠町重度心身障害者及びひとり親
- ●新冠町乳幼児医療費の助成に関する

る条列)新冠町公園設置条例の一部を改正す条例の一部を改正する条例について

改正する条例管理及び処分に関する条例の一部を管理及び処分に関する条例の一部を

指定管理者の指定

・新冠温泉レ・コードの湯

株式会社新冠ヒルズ 新冠郡新冠町字西泊津16番地の3

②新冠町西泊津ヒルズパーク平成20年9月1日~平成22年9月30日代表取締役 小竹 國昭

株式会社新冠ヒルズ新冠郡新冠町字西泊津16番地の3年定管理者となる団体名及び指定期間

③にいかっぷホロシリ乗馬クラブ 平成20年9月1日~平成22年9月30日 代表取締役 小竹 國昭

代表取締役 村田 邦洋新冠郡新冠町字節婦町71番地の11

④道の駅「サラブレッドロード新冠」平成20年9月1日~平成22年9月30日

有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ新冠郡新冠町字節婦町71番地の11【指定管理者となる団体名及び指定期間】

平成20年9月1日~平成22年9月30日代表取締役 村田 邦洋

国民年金だより

年金記録の確認にご協力く

しています ◇4月以降に緑色の封筒でお届け

別便」が社会保険庁より現在送付さ 年金受給者等の方々に「ねんきん特 以下の方々を対象に送付されており れております。平成20年4月以降、 んの年金記録をご確認して頂くため、 既にご承知とは存じますが、皆さ

- ・平成20年4月~5月
- 年金受給者の方
- · 平成20年6月~10月

れます。 勤めの方には、お勤めの会社を通じ または、 て(会社のご協力が得られた場合) 方には直接ご本人の住所先へ、会社 ※自衛業者、 直接ご本人の住所へ送付さ 専業主婦、学生などの 現役加入者の方

◇年金記録のご確認をお願いいた

年金記録に「もれ」や 「間違い」

> 受給することになり、 認下さい。 わることになれば、正しい年金額を 下さいますようお願いします。 がないか十分に確認し、必ずご回答 る可能性がありますので十分にご確 「もれ」等が発見され年金記録が変 年金額が増え

◇住所変更の手続きをお願いしま

す

します。 て、 福祉課住民福祉グループ窓口におい 要です。住所異動の際は、役場町民 するためには正しい住所の届出が必 「ねんきん特別便」を確実にお届け 変更の手続きを忘れずにお願い

別便」が届いた方は、年金記録にも ※3月までに青色の封筒で「年金特 れがある可能性が高い方です。

特別便専用ダイヤル」にお電話下さ 提供しますので、まずは「ねんきん る記録については、具体的な情報を らっしゃいますのでご確認願います。 ご自身の年金に結びつく可能性のあ まだ、回答を頂いていない方がい

年金特別便に関するお問い合わせ先 ね んきん特別便専用ダイヤル」

50570·058·555

その他一般の年金相談は、 電話下さい。 ※IP電話・PHSからは 「03・6700・1144」にお 「年金ダイヤル」まで 第2土曜日 月~金曜日 午前9時~午後5時 午前9時~午後8時

※IP電話・PHSからは **3**0570 · 05 · 1165

※毎年11月の第2、第4土曜日、 電話下さい。 「03・6700・1165」にお 曜日は午前9時3分から午後4時 第2土曜日 ただし月曜日は午後7時まで 月~金曜日 午前9時30分~午後4時 午前8時30分~午後5時15分 日

環境衛生だより

※祝日はご利用いただけません。

までです。

野外焼却の禁止について

います。 律により一部例外を除き禁止されて 野外での廃棄物の焼却は、 国の法

周 |囲の人に迷惑をかけるだけでなく 野外焼却は煙やスス、悪臭により

> 原因となります。 ダイオキシンなどの有害物質の発生

焼却はぜったいにやめましょう。 しい罰則が適用されますので、 違反者(犯罪者)にはたい 、へん厳

◇例外として認められる野外焼却

①農業者が行う焼畑、畔の草、下 ③漁業者が行う流木などの焼却 ②林業者が行う林業病害虫の付着 枝、稲わらなどの焼却 している枝条などの焼却

⑤たき火、キャンプファイヤー等 ④風俗習慣上又は宗教上の行事を ⑥震災、風水害、火災、凍霜害等 の予防又は復旧のために必要な を行う際の木くずなどの焼却 行うために必要な廃棄物の焼却

律による規定) 上支障がない程度とします。 ○違反者に対する罰則の内容 ただし、いずれも生活環境の保全 廃棄物の焼却 (国の法

③3年以下の懲役と合わせて30 ②300万円以下の罰金 万円以下の罰金

①3年以下の懲役

町民福祉課住民福祉グループ ゴミに関するお問い合わせ先